

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	鮭川村

鮭川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鮭川村役場産業振興課
所在地 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の7
電話番号 0233-55-2111
FAX番号 0233-55-3269
メールアドレス kannou@vill.sakegawa.yamagata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワウ、カワアイサ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	鮭川村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害量 (kg)
ツキノワグマ		0	0	0
ハシブトガラス ハシボソガラス		0	0	0
カワウ		0	0	0
カワアイサ		0	0	0
タヌキ	不明	0	0	0
ハクビシン	野菜	30	174	100
ニホンザル	なし	0	0	0
イノシシ	なし	0	0	0
ニホンジカ	なし	0	0	0
ノウサギ		0	0	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	<p>本村のツキノワグマは、例年4月から12月にかけて出没し、以前は、山間部を中心に発見されていたが近年は、山間部、住宅地を問わず村内全域に出没し、稲をはじめクリやカキ、その他野菜等への危害を及ぼしている。</p> <p>正確な被害量は把握することができていないが、目撃情報は年々増加傾向にあり、近年では住宅地や通勤・通学路、学校等公共施設付近への出没も発生していることから、今後も農作物だけでなく、人的な被害の発生も強く懸念される。今後、正確な被害量の把握に努める。</p>
ハシブトガラス	以前より村内各地で被害が報告されており、水稻や野菜等の

ハシボソガラス	被害が発生している。 集団で行動することから、住宅地にある電線や住宅の屋根に止まる傾向にあり、農作物だけでなく生活環境や衛生面にも影響があり、今後多方面に被害が拡大することが懸念される。
カワウ	最上川流域において、被害額は不明だが漁業被害の報告がある。
カワアイサ	近年個体数が急激に増えてきており、最上川流域において、被害額は不明だが漁業被害の報告がある。
タヌキ ハクビシン	以前より村内各地で目撃情報があることに加え、近年はタヌキ、ハクビシンと思われる食害の情報もあり、把握がされていない潜在的な被害は相当量あると考えられる。今後、正確な被害量の把握に努める。
ニホンザル	現在のところ本村におけるニホンザルによる被害は、人的、農作物ともに報告されていないが、目撃情報が寄せられており、村内にも確実に生息しているものと考えられる。 近隣市町村において目撃情報や農作物被害が発生している状況を踏まえ、被害の発生を未然に防ぐ取組みを進める必要がある。
イノシシ	現在のところ本村におけるイノシシによる被害は、人的、農作物ともに報告されていないが、目撃情報が寄せられており、村内にも確実に生息しているものと考えられる。 最上管内市町村でも目撃情報や農作物被害が拡大している状況を踏まえ、被害の発生と村内での繁殖を未然に防ぐ取組みを進める必要がある。
ニホンジカ	現在のところ本村におけるニホンジカによる被害は、人的、農作物ともに報告されていないが、目撃情報が寄せられており、村内にも確実に生息しているものと考えられる。 しかし、ニホンジカに対する意識は低く、目撃情報の収集が充分に行われていない状況である。
ノウサギ	以前より村内各地で目撃情報があることに加え、ノウサギと思われる果樹やタラノメの新芽の食害などの情報もあり、把握がされていない潜在的な被害は相当量あると考えられる。今後、正確な被害量の把握に努める。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
ツキノワグマ	0	0	0	0
ハシブトガラス ハシボソガラス	0	0	0	0
カワウ	0	0	0	0
タヌキ	0	0	0	0
ハクビシン	30	174	15	73
ニホンザル	0	0	0	0
イノシシ	0	0	0	0
ニホンジカ	0	0	0	0
ノウサギ	0	0	0	0
合計	30	174	15	73

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	鳥獣の種類	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没増加に伴い、目撃情報から対応方法、住民への広報等による注意喚起まで関係機関の連絡体制を明確にしている。 ・ 出没した場合は、現地確認調査から住民への広報活動を行い、注意喚起を行っている。 ・ 物損、人身被害及び農作物への被害を防止するため、鮭川村鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置し、捕獲体制を構築している。 ・ 捕獲手段については、箱わな、銃器により実施している。 ・ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づく個体数調整による捕獲活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊の高齢化に伴い、捕獲業務への従事者が年々減少している。 ・ 森林の整備不足により、里山等の緩衝帯が荒廃し、ツキノワグマが住宅地付近に出没する要因となっている。 ・ 設置した箱わなは、捕獲したツキノワグマにより破損されることが多く、その修繕や更新に係る費用は、高額となるため財政的な負担が大きい。
	ハシブトガラス ハシボソガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が発生した場合、関係機関と連携し、捕獲体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊の高齢化に伴い、捕獲業務への従事者が

	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段については、箱わな、銃器により実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々減少している。 ・被害防止対策の知識が不足している。 ・個体数が多く被害範囲が広がることが予想されるため、捕獲体制を再構築する必要がある。
カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業被害を防止するため、被害があり、漁協関係者より依頼がある場合に実施隊を中心に、捕獲体制を構築している。 ・捕獲手段については、銃器により実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊の高齢化に伴い、捕獲業務への従事者が年々減少している。 ・被害防止対策の知識が不足している。
カワアイサ	<ul style="list-style-type: none"> ・最近被害が増えてきたため、被害防止対策や有害捕獲実施はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の知識が不足している。
タヌキ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が発生した場合、関係機関と連携し、箱わなを設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの被害規模が小さく、被害報告されない場合が多いため、情報収集が難しい。
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が発生していないため、被害防止対策や有害捕獲実施はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで被害が発生していないため、村内全体の危機意識が薄い。
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が発生していないため、被害防止対策や有害捕獲実施はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで被害が発生していないため、村内全体の危機意識が薄い。
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が発生していないため、被害防止対策や有害捕獲実施はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで被害が発生していないため、村内全体の危機意識が薄い。
ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害を防止するため、実施隊に有害鳥獣捕獲業務を依頼し、捕獲体制を構築している。 ・捕獲手段については、銃器により実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの被害規模が小さく、被害報告されない場合が多いため、情報収集が難しい。
防護柵の設置等に ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・出没箇所の現地確認の際、当該地区区長を通じて注意喚起を行い、被害拡大の防止を図っている。 ・実施隊に対し、見回り監視を依頼し、被害拡大の防止を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマが出没してからの対応となり、事前予防策の重要性について住民に対し周知をする必要がある。 ・防護柵は設置の費用も高額となることから、財政負担が大きく、設置後

関 する 取 組			の適正な管理についても労力を要するため、設置が難しい。
	ハシブトガラス ハシボソガラス	・該当なし	・該当なし
	カワウ	・該当なし	・該当なし
	カワアイサ	・該当なし	・該当なし
	タヌキ ハクビシン	・農業者が単独で電気柵を設置している。	・それぞれの被害規模が小さいことから、各農業者の単独設置では、費用対効果が得られず、集落、地域等单位での設置、管理を検討する必要がある。
	ニホンザル	・該当なし	・被害発生後直ちに対応できるような体制を構築する必要がある。
	イノシシ	・該当なし	・被害発生後直ちに対応できるような体制を構築する必要がある。
	ニホンジカ	・該当なし	・被害発生後直ちに対応できるような体制を構築する必要がある。
ノウサギ	・該当なし	・該当なし	
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	—	—	県などで実施する各種有害鳥獣駆除活動に関する研修会等に実施隊をはじめ参加することで被害防止技術等の知識を深められるよう図る必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>共通事項</p>	<p>ア 本村の被害防止計画は、有害鳥獣駆除捕獲の取り組みを基本とし、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画並びに第4期山形県ツキノワグマ管理計画との整合性を図りながら、箱わなや銃器の活用等による効果的な捕獲を実施する。</p> <p>イ HPや広報などを活用し誘引物の除去、刈り払い等による環境整備に努めるよう周知を図る。</p> <p>ウ ニホンザル、イノシシやニホンジカなど今後被害が発生すると見込まれる鳥獣については、鳥獣に関する正しい情報を村民に提供するとともに、出没箇所の情報収集により鳥獣毎の出没マップを作成し、村民への注意喚起を行いながら農作物被害の軽減と未然防止を図る。</p> <p>エ 関係機関との連携を図りながら、鳥獣の保護と適正な捕獲の実施に努める。</p> <p>オ 実施隊、農業者や農協などに聞き取りするなどしながら正確な被害の把握に努める。</p> <p>カ 県などで実施する各種有害鳥獣駆除活動に関する研修会等に実施隊をはじめ参加することで被害防止技術等の知識を深められるよう図る。</p>
<p>ツキノワグマ</p>	<p>ア 出没時における対応方法は、追払いを基本とし、被害状況に応じた捕獲を行っていく。</p> <p>イ 山間部の森林の間伐の推進や緩衝帯の普及活動を進めることで、里山への出没軽減を図る。</p>
<p>ハシブトガラス ハシボソガラス</p>	<p>ア 出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。</p> <p>イ 農地の適正管理を行いながら追払いにより農作物被害の軽減を図る。</p>
<p>カワウ</p>	<p>ア 出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。</p> <p>イ 銃器による捕獲に合わせて、追払い等の被害防止対策を実施し、漁業被害の軽減を図る。</p>
<p>カワアイサ</p>	<p>ア 出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。</p> <p>イ 銃器による捕獲に合わせて、追払い等の被害防止対策を実施し、漁業被害の軽減を図る。</p>
<p>タヌキ ハクビシン</p>	<p>ア 出没時における対応方法は、箱わなによる捕獲を基本とする。</p> <p>イ 空き家や小屋等の所有者等が管理を適正に行うことで、住宅地等での繁殖を未然に防ぎ、住宅地付近における農作物被害の軽</p>

	減を図る。
ニホンザル	ア 出没時における対応方法は、追払いを基本とし、被害状況に応じた捕獲を行っていく。 イ ニホンザルに関する正しい情報を村民等に提供するとともに、目撃情報の積極的な提供について村民へ周知し、危機意識の啓発を図る。
イノシシ	ア 出没時における対応方法は、箱わなによる捕獲を基本とする。 イ イノシシに関する正しい情報を村民等に提供するとともに、目撃情報の積極的な提供について村民へ周知し、危機意識の啓発を図る。
ニホンジカ	ア 出没時における対応方法は、箱わなによる捕獲を基本とする。 イ ニホンジカに関する正しい情報を村民等に提供するとともに、目撃情報の積極的な提供について村民へ周知し、危機意識の啓発を図る。
ノウサギ	ア 出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。 イ 銃器による捕獲に合わせて、追払い等の被害防止対策を実施し、農業被害の軽減を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ツキノワグマの出没時には、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」により関係機関との連絡体制の強化を図り、被害及び出没情報に関する詳細情報の収集と共有に努め、必要に応じて有害捕獲を実施する。

・ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカは、鳥獣被害対策実施隊で組織的に効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。

・その他の鳥獣は、農業者自身又は猟友会等による捕獲を基本とし、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊で組織的に効果的な有害捕獲を実施する。

・出没情報などをもとに対象鳥獣に対して必要に応じて、鳥獣被害対策実施隊へ対象鳥獣捕獲員として任命し、捕獲を行う。

・止めさしや緊急捕獲等にてライフル銃を適時使用し、自身を含め周囲の安全に考慮し捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～ 令和7年	ツキノワグマ ハシブトガラス ハシボソガラス カワウ カワアイサ タヌキ ハクビシン ニホンザル イノシシ ニホンジカ ノウサギ	有害鳥獣駆除捕獲の取り組みを基本とし、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画並びに第4期山形県ツキノワグマ管理計画との整合性を図りながら、箱わなや銃器の活用等による効果的な捕獲を実施するとともに、より効果的な捕獲方法の確立を検討する。 捕獲活動の円滑化を図るため、被害地域に対して自主対策や捕獲担い手確保のための啓発活動を行うとともに支援策を継続する。 センサーカメラなどを有効活用し、加害種の特定や被害軽減に向けた捕獲作業の効率化に取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	山形県が定める「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、市街地及びその周辺に出没した場合、集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合、当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められた場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される場合に限り捕獲を行う。 また、「第4期山形県ツキノワグマ管理計画（令和4年度～令和8年度）」の個体数管理に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、人的被害及び食害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行うとともに、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」における「有害捕獲の基本的な考え方」を参考に、効果的かつ最小の捕獲を行う。
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害報告に基づき捕獲を行う。
カワウ	被害報告に基づき捕獲を行う。
カワアイサ	被害報告に基づき捕獲を行う。
タヌキ ハクビシン	被害報告に基づき捕獲を行う。
ニホンザル	被害報告に基づき捕獲を行う。

イノシシ	被害報告に基づき捕獲を行う。
ニホンジカ	被害報告に基づき捕獲を行う。
ノウサギ	被害報告に基づき捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	同左	同左
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害報告による	同左	同左
カワウ	被害報告による	同左	同左
カワアイサ	被害報告による	同左	同左
タヌキ	被害報告による	同左	同左
ハクビシン	被害報告による	同左	同左
ニホンザル	被害報告による	同左	同左
イノシシ	被害報告による	同左	同左
ニホンジカ	被害報告による	同左	同左
ノウサギ	被害報告による	同左	同左

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 被害状況や目撃情報に応じて実施隊と連携を図りながら捕獲方法・場所等を検討し、もっとも効果が期待できる方法（箱わな、銃器等）で実施する。 捕獲業務の担い手確保のため、猟友会に対して狩猟者育成の補助を行う。 タヌキ、ハクビシンについては、農業者が自らの農地において捕獲することを基本とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
	必要性及び当該鳥獣被害実施隊員による捕獲手段	捕獲の時期・予定時期	捕獲予定場所
ツキノワグマ	春季捕獲、わな捕獲の止めさし、緊急捕獲時	4～11月	村内一円
イノシシ	わな捕獲の止めさし、緊急捕獲時	通年	
ニホンジカ	緊急捕獲時		

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	タヌキ、ハクビシン、イノシシ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
ハシブトガラス ハシボソガラス	同上	同左	同左
カワウ	同上	同左	同左
カワアイサ	同上	同左	同左
タヌキ	同上	同左	同左
ハクビシン	同上	同左	同左
ニホンザル	同上	同左	同左
イノシシ	同上	同左	同左
ニホンジカ	同上	同左	同左
ノウサギ	同上	同左	同左

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
ハシブトガラス ハシボソガラス	同上	同左	同左

カワウ	同上	同左	同左
カワアイサ	同上	同左	同左
タヌキ	同上	同左	同左
ハクビシン	同上	同左	同左
ニホンザル	同上	同左	同左
イノシシ	同上	同左	同左
ニホンジカ	同上	同左	同左
ノウサギ	同上	同左	同左

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村広報紙、パンフレット等を活用し、村民への広報活動を行うことで、出没時の注意喚起を図るとともに、目撃情報の積極的な提供を呼びかける。 ・ 誘引の要因となる収穫期の過ぎた収穫残渣の適正処理や生ゴミの管理等について周知を図る。 ・ 侵入防止柵の導入について、農業者等に対して情報提供を行い、設置について検討する。
6	共通	令和5年度の取組をもとに、より一層の被害軽減を図る。
7	共通	令和6年度の取組をもとに、より一層の被害軽減を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鮭川村、鮭川村猟友会、鮭川村鳥獣被害対策実施隊、最上総合支庁、新庄警察署	鮭川村「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に準じる

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙参照

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋設等の適切な処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	状況を見ながら今後検討していく。
ペットフード	状況を見ながら今後検討していく。
皮革	状況を見ながら今後検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	状況を見ながら今後検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

状況を見ながら今後検討していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

状況を見ながら今後検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鮭川村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鮭川村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の運営に関すること ・ 各組織との連絡調整に関すること
鮭川村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること ・ 耕作放棄地の情報提供に関すること
もがみ中央農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物被害の情報提供に関すること ・ 果樹農家等に対する情報提供に関すること
最上総合支庁農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な捕獲指導に関すること ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること ・ 被害防止技術の指導、助言に関すること
鮭川村猟友会 (鳥獣被害対策実施隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の捕獲に関すること ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新庄警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の情報提供に関すること ・ 住民の安全確保と広報に関すること
最上広域森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等の実施に関すること

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置時期：平成29年4月1日（令和4年4月1日現在12名） ・ 構成員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長：鮭川村産業振興課長 ・ 副隊長：鮭川村猟友会会長 ・ 隊員：鮭川村猟友会に所属し、猟友会会長の推薦を受けた者、または、猟友会会長の推薦を受け、捕獲等の補助を行う者 ・ 活動内容 <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣からの被害を防止するため、対象鳥獣の捕獲、被害防止柵の設置等を行う。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

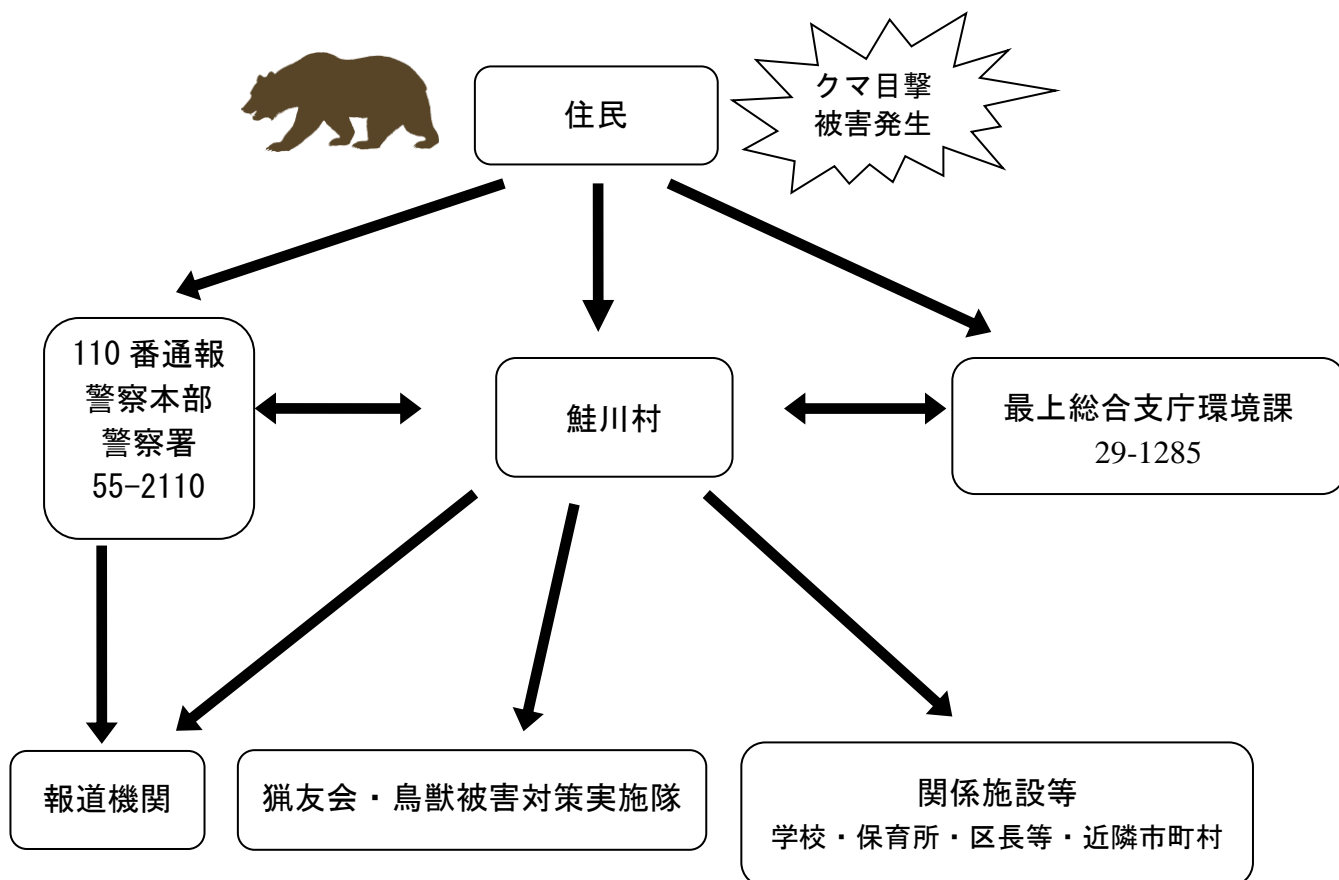
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関しては、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。
また、被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更するものとする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

別紙

クマ出没時の情報伝達の流れ(標準例)



※連絡方法

1. 鮭川村（危機管理室）→ 鮭川村駐在所・最上総合支庁環境課・各課
 - ① 住民からのクマ等の目撃情報等については危機管理室が窓口となり受け付ける。
 - ② 危機管理室より必要に応じて鮭川村駐在所や最上総合支庁環境課へ連絡する。
 - ③ 危機管理室より各課へ報告。
 - ④ 緊急性があり、夜間や休日等により連絡がとれない場合は携帯電話に連絡をする。
2. 各課 → 関係各所
 - ① 学校などには必要に応じて（発見場所が近く危険があると判断される場合など）所管する課より関係施設等へ連絡する。
 - ② 危機管理室より猟友会（実施隊）会長へ連絡する。この際、メーラー斉送信などを活用し情報伝達を行う。
 - ③ 緊急性があり、夜間や休日等により連絡がとれない場合は携帯電話に連絡をする。